

感染性胃腸炎が発生したら

高齢者施設等

- 〇施設内で感染性胃腸炎が疑われる事例が発生したときは、感染症対策の管理者を中心に、 感染拡大防止のため、迅速・適切な対策をとる必要があります。
- 〇貴施設内で発生している感染性胃腸炎等の拡大防止のため、当センター職員が訪問の上、 対策方法の確認や助言をさせていただきます。
- 〇また、終息が確認できるまで、日々の状況についてご報告いただき、継続的に関わらせて いただきます。

電話や訪問にて、以下の内容につき確認させていただきます。 感染拡大防止のため、状況を確認した上で対策等の助言をさせていただきます。

<u>1.</u>	発生状況について(電話にて概要を聞き取らせていただきます)
	口初発状況(発症日、症状)
	口その後の発生状況(発症日、症状)
	ロフロアごと、部屋ごとの発生状況(偏りの有無)
	口施設内嘔吐の有無、場所
	口職員、調理従事者の発症の有無
	口重症者の有無(死亡例、入院例など)
	口受診者の確認(診断名、検査結果、治療内容など)

2. 関係機関等への連絡

- 口施設所管課への連絡
- 口施設医への連絡

施設内での状況を伝え、適切な指示を受けてください。

口施設利用者の家族への連絡

発生状況や感染拡大防止策について、書面や掲示でお知らせください。

□港北区福祉保健センターへの報告(健康づくり係 TEL:540-2362) 感染症が疑われる場合は、区の福祉保健センターへ早めに連絡し、 対応をご相談下さい。報告の目安は次の通りです。

<福祉保健センターへの報告の目安>

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる<u>死亡</u> 者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

平成 17 年 2 月 22 日付厚生労働省主管局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

3.	福祉保健センター訪問時、ご提供いただきたい資料
	□利用者数、職員数、調理従事者人数
	口有症状者一覧(利用者・職員・調理従事者)
	口施設の見取り図
	口行事予定
	口過去2週間分の献立表(給食・おやつ)
	□利用者・職員・調理従事者の健康観察表
	□本件に関する施設への相談・苦情の有無
	口施設版感染症対応マニュアル
	口家族向けのお知らせ文
	生はいれだいも次心を甘た、いてについてもらかがいませ
<u>ر ک</u>	集備いただいた資料を基に、以下についてもうかがいます。 - □ □
	□現在、施設で講じている対策について確認、助言 □消毒方法の確認。不し分な方があれば助言
	口消毒方法の確認、不十分な点があれば助言 口今後の行事予定の確認
	口検便検査への協力依頼(原因となっている病原体を確定するため)
	山水及水直 (の間の)以換 (が) とは う C () のがが) かん で にん う の にの /
4.	翌日以降の発生状況の報告
	── □窓□となる連絡担当者を決めてください。
	口健康づくり係あてに、日々の状況報告をお願いします。
	(午前9時30分までに)
	□最後の発症者から72時間経過しても新規患者が発生しない、あるいは
	有症状者数が日常レベルになったら、報告は終了となります。

連絡先

電話:045-540-2362(平日8:45~17:15)

FAX: 045-540-2368

(2) 港北区福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係

【食中毒が疑われる時】

電話:045-540-2370(平日8:45~17:15)